

## 証券投資信託の信託終了のお知らせ

追加型証券投資信託「日本新興株グロースファンド」について、純資産総額（平成23年5月末日現在約8千2百万円）の減少傾向が継続しており、今後もこの傾向が続いた場合は、運用の基本方針に沿った運用を行うことが困難な状況になることが懸念されます。このような状況の下、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆様の利益に資すると判断されるため、平成23年8月19日をもって信託を終了（繰上償還）する予定ですのでお知らせします。

この信託の終了に関してご異議のある受益者は、平成23年6月15日から平成23年7月15日までに、ファンドの委託会社である当社に対し、書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権の口数が、平成23年6月15日の受益権の総口数の2分の1を超えないときは、予定通り平成23年8月19日をもって信託を終了します。

この場合、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者からの買取請求必要書類を受理した日の解約価額とします。）で、当社を通じて、受託会社に対し、平成23年7月22日から平成23年8月10日までの間に、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

平成23年6月15日

東京都港区北青山二丁目11番3号

I T C インベストメント・パートナーズ株式会社